

**福祉タクシー助成券  
2年度受け付け開始**

市は重度の障がいがある在宅者に対し、タクシー料金の一部を助成しています。

■**対象者** 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている人  
※自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は対象外です。

■**助成内容** 1枚600円のタクシー券を申請月から年度末までの1カ月につき2枚、最大24枚交付

■**利用できるタクシー会社** ▼安代観光タクシー▼平館タクシー▼西根観光タクシー▼福祉タクシーこまどり▼らくらくケアタクシー(乗車または降車が秋田県内の場合に限る)

■**申請方法** 地域福祉課または西根・安代両総合支所、田山支所に印鑑と当該手帳を持参し、申請してください。

■**問い合わせ先** 地域福祉課障がい福祉係(☎・内線1112)

**住宅の新築・増改築工事と  
水洗化リフォームに助成**

市は市民の居住環境の向上と、住宅関連産業を中心とした地域経済の

活性化を図るため、木造住宅の新築・増改築工事費と住宅の水洗化リフォーム工事に助成します。申請は工事着手前にしてください。

**①木造住宅の新築・増改築工事**

■**対象住宅**

▼市内に居住する目的で新築する木造住宅、または所有かつ居住している住宅で増改築する木造住宅 ※共同住宅、建売住宅、別荘など一時的に使用する住宅、賃貸など営利を目的とした住宅は対象外▼集合住宅や併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を居住用、住宅用として使用している住宅▼過去に同助成を受けていない住宅

■**対象工事**

▼新築または建築確認申請が必要な増改築で、対象工事に要する経費が100万円以上の工事▼集合住宅は居住専用部分、併用住宅は住宅部分を対象とする工事▼施工業者(法人または個人事業主)が施工する工事  
▼他の補助などを受けていない工事  
▼令和3年3月19日(金)までに完了報告ができる工事

■**対象者**

▼助成金の交付請求時に対象住宅を所有し、居住している人▼市税を滞納していない人▼過去に同助成を受けていない人

■**助成金額** 左表の通り  
■**申請期限** 12月18日(金)

表\_木造住宅新築・増改築工事助成額  
※市内の業者に発注した場合は以下の通り(市外業者に発注した場合の助成額は半額)

対象経費	助成額
2,000万円以上	50万円
1,000万円以上2,000万円未満	40万円
500万円以上1,000万円未満	30万円
100万円以上500万円未満	20万円

※市産材を5立方メートル以上使った場合は、1立方メートル当たり2万円を上乗せ(上限50万円)

**②住宅の水洗化リフォーム工事**

■**対象住宅**

▼自己が2分の1以上を所有し、自己または自己と生計を同一にする親族が延べ床面積の2分の1以上居住している市内の住宅▼過去に同助成を受けていない住宅

■**対象工事**

▼既存の排水設備、便槽または合併処理浄化槽を下水道処理施設、農業集落排水処理施設または合併処理浄化槽に接続する工事およびそれに伴う増改築工事▼対象工事に要する経費が20万円以上の工事▼集合住宅は居住専用部分、併用住宅は住宅部分を対象とする工事▼増築の場合は、

**安代診療所名称変更  
業務内容は従来通り**

八幡平市国民健康保険安代診療所は4月1日から「八幡平市立安代診療所」に名称を変更しました。

■**問い合わせ先** 安代診療所(☎72・3115)

**子育て支援員に必要な  
知識や技能を修得しよう**

市は滝沢市、矢巾町、雲石町の4市町合同で、子育て支援員研修(地域保育コース)を行います。

■**対象** 子育て支援などの仕事に関心を持ち、家庭的保育事業などへの従事を希望する、または既に従事している市内在住の人

■**日時**

▼**講義** 6月6日、20日、7月4日、18日、8月1日の全5回。いずれも土曜日午前9時半から午後4時半まで  
▼**実習** 7月中旬に2日間実施。受講決定後、日程を調整します。

■**場所** 八幡平市役所多目的ホール棟

■**費用** 2750円(テキスト代)

■**定員** 5人程度(八幡平市分)

■**申込期限** 5月11日(月)

■**申し込み方法** 受講申込書に必要



事項を記入の上、持参または郵送(必ず着)で提出してください。受講申込書は、市ウェブサイトでダウンロードするか、地域福祉課または西根・安代両総合支所から交付を受けてください。

■**問い合わせ先** 地域福祉課児童福祉係(☎・内線1107)

**農業委員会5月総会の  
申請書提出期限が変更**

市農業委員会は農地法3条・4条・5条・適用外証明願・農地改良届の申請を受け付けています。申請書の提出期限は毎月5日としていますが、5月総会に係る提出期限を次の通り変更します。

申請受け付け後は、記載内容の審査や現地確認調査を行い、毎月25日開催予定の総会で審議されます。

■**申請書提出期限** 5月1日(金)  
■**現地調査予定日** 5月14日(木)

**農業振興地域整備計画  
軽微な変更を受け付け**

市は農業振興地域整備計画の軽微な変更(軽微な変更)を受け付けます。

■**申し出可能要件** 農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条に定める軽微な変更(変更に係る土地面積が1ヘクタールを超えない用途区分の変更)

■**申し出期間** 5月1日(金)から29日(金)まで

■**申し出書類** 市ウェブサイトでダウンロードするか、農林課から交付を受けてください。

■**問い合わせ先** 農林課農政推進係(☎・内線1341)

**行政に関する困りごととは  
行政相談所に相談しよう**

行政に関わることで困っていることや要望したいことについて相談に応じ、その解決や実現を促進するた

増築面積が10平方メートル以下の工事▼市内に主となる事業所が本店を有する法人または個人事業主が施工する工事▼他の補助などを受けていない工事▼令和3年3月19日(金)までに完了報告ができる工事

■**対象者** ①木造住宅の新築・増改築工事の対象者と同様

■**助成金額** 対象工事に要した経費の5分の1以内の額(上限20万円)

※市共通商品券で交付

■**申請期限** 令和3年1月29日(金)

■**問い合わせ先** 建設課建築係(☎・内線1306)



**西根地区体育館が使用中止**

市は4月1日から、施設の老朽化に伴い、西根地区体育館の使用を中止しました。

■**問い合わせ先** 地域振興課スポーツ推進係(☎・内線1151)

め、無料の行政相談を行っています。国から委嘱された行政相談委員が次表の通り、毎月1回地区ごとに行行政相談所を開設します。

相談は予約不要で、秘密は厳守されます。気軽に利用してください。

**西根地区**

▼**担当** 工藤昭二

▼**日時** 毎月20日午前9時半から正午まで

▼**場所** 大更コミュニティセンター  
※本年度から、西根地区市民センターから開催場所が変更になりました。

▼**問い合わせ先** ☎・内線2002

**松尾地区**

▼**担当** 佐々木正志

▼**日時** 毎月第3月曜日(祝日の場合は翌日)午前9時半から正午まで

▼**場所** 市役所本庁舎相談室

▼**問い合わせ先** ☎・内線1145

**安代地区**

▼**担当** 山本富栄

▼**日時** 毎月20日(土曜日または日曜日の場合は、前日または前々日の金曜日)午前9時半から正午まで

▼**場所** 偶数月は安代総合支所、奇数月は田山コミュニティセンター

▼**問い合わせ先** ☎・内線3123

※開催日時・場所は、暮らしの情報カレンダーで毎月お知らせしています。

**農業集落排水施設など  
使用世帯の人員を調査**

市は毎年4月1日および10月1日を基準として、農業集落排水施設などの使用世帯人員調査を行っています。調査対象は①農業集落排水②集合浄化槽③自家水・組合水道水を排水している公共下水道の使用世帯です。

基準日までの使用料算定人数と基準日における住民登録人数が異なる世帯には、上下水道課から確認の案内書を郵送します。

使用人数の変更を希望する場合は、同封する使用者等変更届を提出してください。案内書の内容に変更の無い世帯は提出不要です。

■問い合わせ先 上下水道課経理係  
(☎・内線1272)

**入山時や農作業時は  
クマに注意しましょう**

春先はクマが冬眠から目覚める季節です。クマによる被害を防ぐために、次のことに気を付けましょう。

▼入山地域のクマの出没情報を収集し、危険な場所には近づかない。▼朝夕や霧が出ている時の入山は避け、単独行動はしない。▼鈴、笛、ラジオなど音が出るものを身に付け、人

の存在を知らせる。▼クマ撃退スプレーを持ち歩く。▼クマのフンや足跡を見つけたら引き返す。▼もしクマに出合ったら、慌てたり、騒いだりしてクマを刺激しない。▼逃げる際は背中を見せない。また、走らず、ゆっくり後退する。▼クマを引き寄せないため、野山に生ごみなどを捨てない。

■有害鳥獣対策事業補助制度 クマなどによる農作物被害対策として、電気柵の設置が有効です。鳥獣被害防止を目的とした設置に対して補助があります。設置を検討している人は、相談してください。

■問い合わせ先 農林課林業係  
(☎・内線1338)

市職員採用試験(中途採用)を次の通り行います。

■職種と受験資格  
看護師(若干名)  
▼受験資格 看護師免許を有し、昭和60年4月2日以降に生まれた人

診療放射線技師(1人)  
▼受験資格 診療放射線技師免許を有し、昭和55年4月2日以降に生まれた人

採用予定日 10月1日(木) ※詳細は面談の上、決定します。

試験日 6月29日(月)  
試験会場 西根病院  
申し込み方法 受験申込書に必要事項を記入の上、持参または郵送(必着)で提出してください。受験申込書は、市ウェブサイトからダウンロードするか、総務課または西根・安代両総合支所から交付を受けてください。

■申込期限 5月29日(金)  
■問い合わせ先 総務課(☎・内線1231)

**市営住宅の入居者を  
随時募集しています**

市は下表に示す市営住宅の入居者を随時募集しています。希望する人は必要書類をそろえ、申し込みしてください。

先着順に書類審査を行い、空きがなくなり次第、募集を終了します。

■家賃・敷金 八幡平市営住宅条例に基づき、入居者決定世帯の収入により決定

▼敷金 入居時家賃の3カ月分

■申込書の配布場所 建設課  
■問い合わせ先 建設課建築係  
(☎・内線1306)

表\_入居者を募集する市営住宅(全て風呂付き)

※単身=単身入居の可否

住宅名	場所	建設年度	間取り	単身
柏台第一住宅	柏台	S60~H1	2LDK	○
時森住宅	松尾	S56	3K	○
湯沢住宅	松尾	H7	2LDK	×
曲田住宅	安代	H1	2LK	×
コマクサ	柏台	S56	2DK	○
コマクサ	柏台	S56	3DK	×

住宅名	場所	建設年度	間取り	単身
ニッコウキスゲ	柏台	S57	2LDK	×
チングルマ	柏台	S57	2DK	×
シャクナゲ	柏台	S58	3DK	×
ミズバショウ	柏台	S58	3K	×
4号棟	柏台	S62	2LDK	○
湯沢住宅(特公)	松尾	H7、8	2LDK	×